

島根県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 携帯電話等エリア整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県が市町村に対し、総務省が所管する無線システム普及支援事業費等補助金（デジタルインフラ整備推進事業（携帯電話等エリア整備事業））に要する経費の一部補助を行うことにより、携帯電話等無線通信の利用可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、総務省所管の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第3条第2号コ（イ）携帯電話等エリア整備事業のうち、以下に掲げる事業をいう。

(a) 携帯電話等施設整備事業

携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該無線局の開設に必要な伝送用専用線を運用する事業であって、市町村が行うもの

(b) 携帯電話等施設高度化事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、既存の無線通信よりも高度な電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる携帯電話等の無線通信（以下「高度化無線通信」という。）を行うため、当該高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、当該高度化無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線を運用する事業であって、市町村が行うもの

(c) 携帯電話等施設復旧事業

携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消等を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備が被害を受けた場合に、当該無線通信用施設及び設備等を復旧する事業であって、市町村が行うもの

(d) 携帯電話等施設更新事業

携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消等を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備が設置後10年を経過し、機能低下が著しい場合に、当該無線通信用施設及び設備等の高度化に伴う更新をする事業であって、市町村が行うもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省所管の無線システム普及支

援事業費等補助金交付要綱第4条別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第5条 知事は、次の表に掲げる額を予算の範囲内において市町村に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分		額
携帯電話等 エリア整備 事業	無線通信用施設及び設備を設置する事業	・ 補助対象経費の2分の1に相当する額 ・ ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 (2) 離島、半島又は山村地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額）
	高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業	・ 補助対象経費の2分の1に相当する額 ・ ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 (2) 離島、半島又は山村地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額）
	無線通信用施設及び設備を復旧する事業	・ 補助対象経費の2分の1に相当する額 ・ ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 (2) 離島、半島又は山村地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額）
	無線通信用施設及び設備を更新する事業	・ 補助対象経費の2分の1に相当する額 ・ ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、3分の2に相当する額 (2) 離島、半島又は山村地域を整備する場合にあっては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあっては、4分の3に相当する額）

		者が実施する場合にあつては、3分の2に相当する額 (2) 離島、半島又は山村地域を整備する場合にあつては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあつては、4分の3に相当する額）
	無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、市町村が離島、半島又は山村地域を整備する場合にあつては、4分の3に相当する額（ただし、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第4条の規定により内閣総理大臣が定める基本的な方針において特定された有人国境離島地域を整備する場合にあつては、5分の4に相当する額）
	他の電気通信事業者の電気通信役務若しくは他人の所有する光ファイバ等を利用して、無線局の開設に必要な伝送用専用線を運用する事業	・ 補助対象経費の2分の1に相当する額 ・ ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 (1) 無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあつては、3分の2に相当する額 (2) 離島、半島又は山村地域を整備する場合にあつては、5分の3に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者共同で実施する場合又はインフラシェアリング事業者が実施する場合にあつては、4分の3に相当する額）

2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり50万円を下限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から7日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(契約)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第8号による実績報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月20日までに前項の報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第14条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第10号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 知事は、第10条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の

受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号の報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助事業の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第12号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない（知事が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第20条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事の承認については、知事が別に定める基準に該当する場合は、様式第12号による届出書の提出をもって知事の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は携帯電話等エリア整備事業に係る取得財産等の処分であって、知事が別に定める基準に該当する場合は、様式第13号による届出書（以下「包括承認届出書」という。）の提出をもって、包括承認届出書に記載する開始日以降の処分について、前項の承認があったものとして取り扱う。ただし、包括承認届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りではない。

- 3 前項の包括承認届出書を提出した補助事業者は、様式第14号による包括承認届出書に関する報告書を知事が別に定める方法により知事に提出しなければならない。

(申請の方法)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本2通を添えて、知事に提出するものとする。

る。

- 2 この要綱に定める申請等については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。
- 3 前項の規定により行われる申請等の場合において、第1項中「正本1通に副本2通を添えて」とあるのは、「1通を」と読み替えるものとする。

（その他必要な事項）

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度に完了した事業の実績報告、額の確定等及び支払並びに平成21年度に事業が完了せずに県の会計年度が終了したときの年度終了実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に交付又は交付決定されている補助金については、なお従前の例による。この要綱の適用の際、携帯電話等エリア整備事業について、現に交付又は交付決定されている補助金、令和元年度予算を繰り越して令和2年度に交付決定する補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、補足事項3(3)①で掲げる地域に含むものとして取り扱う。この場合において、令和8年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和9年度以降（特別特定市町村については、令和9年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和10年度以降）に繰り越したものについても同様に扱う。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月4日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年6月12日から施行する。
- 2 この改正による改正後の規定は、施行日以後に国の補助金の交付決定を受けた事業から適用する。

(参考資料)

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第4条 別表第2 (携帯電話等エリア整備事業)

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業に限る）	(1) 施設・設備費	ア 無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 電源設備（予備電源設備を含む） (コ) 監視装置 (サ) 制御装置 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費
	(3) 賃借費	他の電気事業通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を賃借するために必要な経費（額が確定しないものを除く。）